



曽我事務所ニュース

採用の際、旧統一教会関係者か？聞くことをハローワークは否定

ドイツより遅れた日本のカルト対応…ドイツではカルトの危険性学校が指導

旧統一教会による被害の実態が少しずつ明らかになってきています。靈感商法の被害は少なくとも1000億円。可能性としてはその10倍、つまり1兆円に上るのではないかとされています。教祖のサインがあるという聖本3000万円です。このような靈感商法を行う信者を採用してしまうと、被害が拡大再生産する恐れもあります。現在いる社員を守るため、このような人物を採用しないよう「あなたは旧統一教会の会員か」と聞くこと、あるいは旧統一教会関係者でないという誓約書を取ることはどうなのでしょう？わたくしは念のため労働局に問い合わせました。労働局としては「信教の自由があるのでダメ」ということでした。

フランスやドイツでは旧統一教会を宗教とはみなさず、反社会勢力と見ています。日本では旧統一教会と政治家の関係が次々と明らかになり、政治家が広告塔にまできています。ここまでカルト集団の被害が大きくなってしまったことを踏まえ、法的な見直しが必要です。ちなみに採用の際、厚生労働省は次のようなことを聞いてはいけないとしています。

①宗教に関する事②支持政党に関する事③人生観④生活信条に関する事⑤尊敬する人物に関する事⑥思想に関する事⑦労働組合に関する情報（加入状況や活動歴など）⑧学生運動など社会運動に関する事⑨購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

若い学生がカルトに洗脳される事例が多発しています。洗脳されてしまうと普通に返すのが困難ですから予防が大切です。大阪大学のカルト対策の動画がおすすめです。YouTubeで見ることができます。

検索は「カルト 大阪大学」でOKです。

暴力団等反社会勢力排除の取り組み

建設業不動産業・物流業界・警備業協会

困ったときは県警組織犯罪対策本部、千葉県暴力団追放県民会議へ

私は警備業協会の理事をしています。警備業協会加盟会社は「暴力団等反社会的勢力排除宣言」をし、反社会勢力排除に努めています。私の体験ですが、ある建設現場で下請けの従業員が業務災害事故を起こしました。元請け本社に知られるのを恐れ、現場の元請け所長と下請け会社社長と話し合い、自費で治療し労災保険を使用しませんでした。4日以上休業したのに労基署に死傷病報告書も提出せず、うやむやにしようとしていました。つまり労災隠しです。休業補償をもらえない被災労働者がこともあろうに暴力団等関係者に相談してしまい、元請け所長と下請け会社社長とで数百万円の金を脅し取られてしまいました。

トラブル防止のため誓約書就業規則の整備を

服務規律、就業規則で、まず「反社会勢力との一切の関わりを禁止する」旨を明示します。暴力団等との関わりを将来にわたって持たないことを明記し違反が判明した場合、懲戒解雇又はその他懲戒処分を科すものとするを定めます。暴力団から従業員を守るためにも必要です。暴力団排除条項を盛り込んだ見本が必要な方は、ぜひご連絡ください。

〒262-0033

千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702

TEL : 043(275)1757 / FAX : 043(275)1758

E-mail: soga@sogaoffice.jp (所長)

: srsogat@sogaoffice.jp (事務所) 【YouTubeチャンネル運営中】

公式HP: <http://www.sogaoffice.jp>

緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



社会保険労務士
行政書士

曽我 浩

2022年10月1日から雇用保険の料率が変わります

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

〈参照〉厚生労働省

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和4年10月から、事業主・労働者負担の雇用保険料率が変わります。年度途中での変更ですので、ご注意ください。



75歳以上で所得200万円以上の方の病院窓口負担割合が2割負担となります

【① 2割負担の所得基準】

- 課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上^(※)の方が2割負担の対象

※ 単身世帯の場合。複数世帯の場合は、320万円以上。

※ 対象者は約370万人。被保険者全体(約1,815万人)に占める割合は、20%。

〈参照〉厚生労働省

【② 配慮措置】

- 長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、ひとつき分の1割負担の場合と比べた負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入。

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等 [※]	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等 [※]	1割

被保険者全体の約20%

一部の方の窓口負担が1割→2割へ。令和4年10月からスタートです。

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

